

令和3年度 第2回 PTA 運営委員会報告書

令和3年9月24日

向台小学校 PTA

会長 稲生 亜友美

書面開催

9月16日(木)午前10時より第2回 PTA 運営委員会の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言再延長を踏まえ、中止とさせていただきます。予定していた連絡事項について、こちらの書面にてご報告させていただきます

1 第62回 PTA 総会の報告

5月28日(金)に行われた、書面総会において全ての議案が承認されました。表決書のご提出ありがとうございました。(書面総会にていただいたご意見の回答は後述いたします)

2 キッズセキュリティ・ミマモルメの導入について

今年度、執行部では PTA 文書のペーパーレス化を推進しております。東急セキュリティ株式会社の「キッズセキュリティ・ミマモルメ」を導入し、1学期末に申込書の提出にご協力くださり、ありがとうございました。9月現在、95%以上のご家庭に申込書を提出していただきました。完全ペーパーレス化は全てのご家庭に登録していただければ、達成できません。全てのご家庭にお申し込みいただけるよう、引き続きご案内していきます。また、IC タグによる登下校メールサービスへのお申し込みも多数あり、ご好評の声をいただいております。PTA 執行部としても、子供たちの安心安全への取り組みを推進したいと思います。

今後の PTA 関連文書は向台小学校ホームページ上の PTA のページで閲覧できるようにし、更新時にメールにてお知らせします。文書でのお知らせは原則廃止となりますが、個人情報を含むものや、回収を必要とする文書は従来通りの予定です。

9月3日(金)に各児童の ID 票を配布し、ミマモルメのホームページまたはアプリで、9月16日(木)までに1児童1メールアドレスをご登録いただきますようお願いさせていただきました。

一斉メールのテストメールを9月30日(木)正午に配信します。

3 承認事項

(1) 議題

①校外委員会役員の選挙制導入について

現在、校外役員は規程第2章5条に基づき、各地区の正副代表または地区委員の立候補の互選により選出されています。現在向台小学校は16地区ありますが、家庭数が最小17、最大117と地区によって大きな格差があります。また、規程第2章第7条により、校外役員が選出された地区は地区委員の中から欠員を補充する必要があります。そのため、地区によっては校外役員及び地区委員の担い手不足に苦慮しているとの声が上がりました。

そこで、執行部と校外役員が話し合いの場を設け、地区の編成も対応策として挙がりましたが、根本的な解決策にはつながらないと考え、様々な検討を重ねた結果、来年度からの校外役員を全会員の立候補者の互選により選出します。

②会則規程の改正について

校外役員の選挙制導入に伴い、規程第2章校外役員選出規程及び第3章免除規程を改正します。

規程第2章第4条では、副委員長は4名以内と記載されていますが、今年度の校外副委員長は教職員含め3名で活動しており、今後も副委員長は3名でも滞りなく活動できると考えます。また、校外役員の活動内容を精査し、検討を重ねた結果、会計と名簿担当を一本化します。新規程のとおり、選出される校外役員は教職員1名含む6名となります。立候補を積極的にお願いする目的と役員が6名となることにより、各役員の仕事量が増えると考え、永久免除権を執行部同様に拡充します。今年度に限り、選挙に係る手順を校外役員に努めていただき、準備段階から様々なご協力をいただいています。それらを考慮し、免除規程は今年度から適応させていただきたく、皆様のご理解をお願いいたします。

③転入生の会費納入について

会則には「会費は年間一括納入とする。2学期以降中途入会したものはその半額とする」とされています。今年度は中止が決定しているPTA活動が多かったため、会費を急ぎよ1,000円にしました。会則に従って会費を半額にすると500円になります。2学期中に入会される方には、会則通り半額納入していただきますが、3学期以降の転入生からは、会費は納入いただかないことにしたいと思います。

(2) ご意見と回答

「校外執行部の役選については、来年度から新たに役を作る予定はあるのでしょうか。追加で新たに担うのであれば、負担が大きく、各委員会で仕事内容に差があるように感じます。校外執行部が立候補制になるのであれば、役選とは別に係を決めていただきたく願います。」に関するご意見について

来年度校外役員選出に関して委員会等を新設することは考えておりません。来年度の係決めの際に、校外役員選挙を担っていただくことは事前にお知らせし、仕事内容等ご理解いただいた上で立候補していただき、今年度と同程度のクラス数であれば滞りなく活動できると考えております。来年度活動していただいて、執行部にフィードバックしていただければと思います。

全ての委員会や係の仕事内容を一律同程度に揃えるのは困難で、委員会や係によって差異が出るのは重々理解しておりますが、子供たちのサポートのためには、皆様のご理解とご協力が不可欠です。PTA会員の皆様にはコロナ禍の大変な中、様々な活動にご協力いただきまして執行部一同、感謝しております。生活様式が変容する中で、どうすれば皆様に気持ちよくPTA活動にご参加いただけるか日々検討しております。引き続き、ご協力いただけたら幸いです。貴重なご意見ありがとうございました。

上記の全ての議題につきましては、PTA会則第9条第23条3項に則り、執行部メールにて決議を採りました。その結果、承認を得られましたので、ここに報告いたします。
ご理解、ご協力いただきありがとうございました。

※校外役員選出に係る日程は後日お知らせ致します。また、改正後の規程は向台小学校ホームページ上で閲覧できます。ご一読いただきますよう、お願いいたします。

4 執行部からの連絡事項

【会長より】

(1) 書面総会にていただいたご意見と回答

①「地区活動費が今年度から校内での活動になりましたが、校外地区活動費として計上されたままで
す。」に関するご意見について

予算案の要望を募った時点では、校外委員会で地区活動について検討中でした。地区活動が校内活動に変更することが確定ではなかったため、校外委員会の了承の上、例年通りの金額を計上することにしました。ですが、本件も含め他にも中止になった活動もありますので、会則第 16 章第 38 条のもと PTA 会費を 1,000 円に変更し調整することとしました。今後も、予算案と変更が生じる可能性があることをご了承ください。ご理解をお願いいたします。

②「卒業証書ホルダーについて、卒業生全員に必要なものだとすれば学校側が用意してくれるもので
あって、PTA から出す必要はないのではないかと。来年度から、PTA 予算計上を含め、変更を要望し
ます。」に関するご意見について

平成 27 年度より PTA から卒業生へ卒業証書ホルダーを寄贈しています。児童数増加に伴い預金残高が増加したため、子供たちに還元しようと意見がまとまり、毎年 PTA から寄贈することになった経緯があります。学校に確認したところ、個人に還元するものには学校の予算は使えないとの返答がありました。寄贈を続けるか否かは今後の状況を考慮し、検討していきます。

③「トイレの水を流すレバーが古い為か流しづらいため、早めのトイレ改修を希望します。」に関する
ご意見について

教育環境改善の要望の 1 つとして市に伝えさせていただきます。

④「PTA 活動をしながら活動内容や予算の詳細な見直しは難しいと思うので、一年間活動を停
止全面に見直すのが現実的ではないか。」に関するご意見について

PTA の活動に関してはいただいたご意見をもとに日々検討し、できることから取り組んで参ります。貴重なご意見ありがとうございました。

(2) PTA と保護者の連絡会（P 保連）定例会について

6 月 13 日（日）P 保連（西東京市立小中学校 PTA・保護者の会連絡会）に出席しました。今年度は、『トイレの改修改善』『外壁剥離及びクラックの改修』『校門から昇降口の水はけ改修』の 3 つを向台小学校の個別要望として市へ提出します。

(3) 学校運営連絡協議会について

6 月 29 日（火）学校運営連絡協議会にて、授業を参観しました。GIGA スクールが導入されて間もない頃でしたので、子供たち同士で協力し合いながら、授業を進めている様子が見られました。

【副会長より】

(1) 学校公開

6 月 12 日（土）緊急事態宣言下を踏まえ、通常通りの学校公開ではなく、児童のタブレット端末のビデオ会議アプリケーション「Google Meet」を使用し動画配信で行われました。そのため学校公開係による校門警備活動は行いませんでした。

(2) 避難所運営協議会

5月26日(水)第1回避難所運営協議会では、顔合わせと「向台小学校避難施設管理運営マニュアル」「避難所における新型コロナウイルス等感染症対策ガイドライン」の配布と年間活動計画の発表がありました。今年度のキーワードは「避難所開設に重点を置いて考える」です。コロナ禍での避難所開設の参考として石川県の避難所開設VTRを視聴しました。

8月26日(木)第2回避難所運営協議会では、防災倉庫の備蓄品の確認と整頓を実施。実際に段ボールベッドや段ボール間仕切りの組み立てを行いました。

9月9日(木)第3回避難所運営協議会では避難所開設訓練準備を行い、第4回避難所運営協議会は10月16日(土)に実際に避難所開設訓練を行う予定となっております。

(3) 学校施設開放運営協議会

7月6日(火)第2回学校施設開放運営協議会

10月分の「学校施設使用申請書」の審査・承認は、9月の定例会にて決定しました。

また、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、中止していた「校庭開放」と「自由遊び」を7月より再開しました。子どもたちが安全に参加できるように、参加登録書の記入・検温・手指消毒などの対応をしています。

(4) 向台地区会館運営委員会

9月1日(水)第2回向台地区会館運営委員会

研修会として西東京市の危機管理課による「地域防災計画のあらまし」講座を受講しました。『東京くらし防災』ガイドブックに沿った内容で日常の防災に対する備えについて講義いただきました。

(5) 向台けやき会定例会

9月2日(木)向台けやき会 第1回定例会(ZOOMによるオンライン開催)

4月と5月に行われた「春の花植え」に続く「秋の花植え」が9月と10月に予定されています。児童の栽培委員活動と共に花壇整備と花植えを行っており、感染状況を見ながらの実施となります。

NPO法人猫の足あと代表理事西東京ワイワイネット代表の岸田久恵さんによるプチ講演の後、各所属団体の活動報告があり、地域の連帯を確認いたしました。

(6) 係活動のある行事中止・変更について

緊急事態宣言や感染症拡大防止による行事の中止や変更は、毎月学校から発行されている「めたせこいあ」行事表にお知らせが掲載されます。緊急時には学校発信「すぐメール」やPTA発信「ミマモルメ一斉メール」よりお知らせを配信いたします。行事が中止となる場合は係活動も行いません。今後も急な変更が想定されますので、都度お知らせをご確認ください。

※10月30日(土)の演技発表会係の校門警備担当は、プログラム決定次第配布いたします。

【庶務より】

(1) 腕章着用をお願い

学校公開、演技発表会、学習作品展など、不特定多数の保護者などが集まる学校・PTA関係の行事において、運営委員会出席メンバーは全員腕章を着用してください。

(2) 来校証の再発行

来校証を紛失・破損された場合は、PTA 執行部までメールにてご連絡ください。

【会計より】

(1) PTA 会費集金の報告

集金日当日は学級代表さんにご協力いただき、金額を間違いなく集金できました。未納の方への連絡など、ご協力いただきました。PTA には常勤の先生方にも入会していただいております、こちらも全て集金できました。

(2) PTA 団体傷害保険更新完了の報告

6月25日（金）に会長同席のもと、保険の更新手続きを完了しました。委員会活動等 PTA に関わる活動は保険の対象になりますので、詳細は PTA 団体傷害保険のあらましをご確認ください。

(3) 来年度の予算について

今年度も、様々な活動が中止になりました。今後もコロナの状況が見通せず、PTA 活動もどの様に行うのか現時点で決定するのは難しい状況ですが、例年通りの活動を行うことを前提として来年度の予算を組みたいと考えています。来年度予算に関して、ご要望がありましたら、2 学期中に会計までご意見をお願いします。また、予算委員会は令和 4 年 2 月 17 日（木）第 4 回運営委員会終了後に開催予定です。

5 各委員会からの連絡事項

【校外委員会より】

5 月 ・地域合同パトロール

- ・ピーポくん担当者会議 総会
- ・第 1 回西東京市交通安全協力員会議

9 月 6 日防犯活動団体会議

9 月 7 日第 2 回校外委員会

10 月地域合同パトロール

上記の開催は全て新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

6 月 13 日の合同点検は行われました。

【厚生委員会より】

今年度の委員会活動は、コロナウイルス感染予防の観点より、最小限の活動とさせていただきます。副校長先生にもご相談させて頂き、活動人数も基本的に役職委員で行うことと致しました。

各回収場所より回収したテトラパック、インクカートリッジは 9 月に仕分け作業を行う予定でしたが、緊急事態宣言中の状況を鑑みまして、10 月に延期をしております。尚、ベルマークの仕分けにつきましては次年度以降に繰越しさせていただきます。

【広報委員会より】

広報誌の発行は前期のみのため、後期の活動はありません。

【役員選出委員会より】

9月13日(月)に締め切りとなりました来年度のPTAおよび会計監査の立候補募集では、3名の方に立候補していただきました。定員の10名を満たしていないため、再度7名の募集をおこないます。2次募集は、9月16日(木)～9月27日(月)です。

皆さまの立候補を心よりお待ちしております。

6 今後の予定

次回第3回PTA運営委員会は、令和3年11月18日(木)10時～ランチルーム開催です。各クラス1名での出席をお願いします。セッティングは3年生です。15分前にお手伝いをお願いします。

第4回PTA運営委員会は令和4年2月17日(木)10時～予定しています。腕章の回収を行います。

(運営委員会終了後、予算委員会を行います)

以上の報告となります。

ご質問がある場合は、執行部メール (mukosyopta@yahoo.co.jp) までご連絡ください。

今年度も流動的となることが想定されますが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

規程改正のお知らせ

第2章 校外役員選出規程

第4条 校外委員会には次の役員をおき、校外役員とする。

- 1) 校外委員長 1名
- 2) 副委員長 3名4名以内（内1名は教職員）
- 3) 書記 1名
- 4) 会計 1名
- 5) 名簿担当 1名

第5条 校外役員は各地区の正副代表または地区委員の立候補者の互選により選出される。

- ~~1. 選出については校外委員長の選出をはじめに行う。~~
- ~~2. 原則、同一地区から2名以上の役員は選出されない。~~

役員選出委員会は次の手順に従って校外役員を選出する。

1. 役員選出委員会は次期校外役員選出のために全会員に立候補を依頼し、これを受理する。
2. 候補者が定員に満たない場合は、全会員に立候補を再度依頼する。役員選出委員会は選出された候補者の互選会を開き、校外役員候補者としての内諾を得る。
3. 役員選出委員会は立候補者および互選された者の氏名を全会員に公示する。

第6条 選挙は投票によって行われる。

1. 校外役員候補者は投票前にその氏名を全会員に通知される。
2. 投票は全会員（家庭数）の在宅投票とする。
3. 候補者が定数を超える役職については、単純多数決とする。
4. 信任は投票数の過半数とし、これをもって承認とする。

第7条 校外役員は各地区の正副代表を兼任できない。

~~正副代表が校外役員になった地区は、地区委員の中から欠員を補充する。~~

第8条 校外役員の免除については免除規程に定めるとおりとする。

第3章 免除規程

第9条 執行部役員、**校外役員**または委員長を務めた者は次のとおり免除を受ける。

1. 執行部役員、**校外役員**を務めた者は、以降、執行部役員、学級代表、副代表およびすべての委員（~~地区委員は含まない~~）を免除される。
2. 広報・厚生・役員選出いずれかの委員長、~~または校外副委員長~~を務めた者は、以降、広報・厚生・役員選出委員長を免除される。

第10条 校外役員を務めた者は、~~以降、地区の正副代表および校外役員を免除される。~~

執行部役員、会計監査、校外役員、校外委員については同年度の係りを免除される。

第11条 第9条および第10条の免除規程は児童の卒入学にかかわらず、世帯単位で適用される。

第12条 すべての免除は就任および再任を妨げない。

第13条 目安として600世帯を下回った場合は、再度免除規程を見直すこととする。

附則

この規程は2021年（令和3年）9月17日より施行する。